システム保守契約書

株式会社＿＿＿＿（以下「甲」という。）と株式会社＿＿＿＿（以下「乙」という。）は、甲の使用するシステムの保守に関する業務の委託に関し、以下のとおり契約（下「本契約」という。）を締結する。

第１条（目的）

　甲は、本契約に基づき、第２条に定める甲のシステムの保守に関する業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

第２条（対象システム）

本契約に基づく保守業務（以下「本件業務」という。）の対象となるシステム（以下「本件システム」という。）は次の各号のとおりとする。

（１）

（２）

（３）

第３条（本件業務の範囲）

本件業務の範囲は、次の各号のとおりとする。

（１）

（２）

（３）

第４条（本件業務の対応時間）

　乙の本件業務の対応時間は、次のとおりとする

○○：○○～○○：○○

但し、土日祝日の他、年末年始など、乙の指定する休日を除くものとする。

第５条（契約期間）

本契約の有効期間は令和＿＿年＿＿月＿＿日から令和＿＿年＿＿月＿＿日までとする。期間満了１か月前までに甲乙いずれか一方より相手方に対して書面による別段の意思表示がない限り、本契約は同一条件をもってさらに１年間延長するものとし、以後も同様とする。

第６条（本件業務の対価）

　甲は、乙に本件業務の対価（以下「業務委託料」という。）として、月額金＿＿＿＿＿円（税込み）を支払うものとする。

第７条（費用の負担）

本件業務に要する費用のうち、次の各号のいずれかに該当する費用については第６条の業務委託料に含まず、別途甲の負担とする。

（１）

（２）

（３）

第８条（業務委託料及び費用の支払方法）

甲は、業務委託料及び第７条各号の費用を、毎月末日を締日とし、翌月末日までに乙の指定する銀行口座に振り込んで支払うものとする。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

第９条（秘密保持）

　甲及び乙は、本契約の遂行により知り得た相手方の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、本契約の遂行のためにのみ使用するものとする。

２　前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については、適用しない。

（１）開示を受けた際、既に自己が保有していた情報

（２）開示を受けた際、既に公知となっている情報

（３）開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報

（４）正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報

（５）相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報

３　本条の規定は、本契約が終了した後も〇年間は存続するものとする。

第１０条（個人情報の保護）

　乙は、個人情報の保護に関する法律（本条において、以下「法」という。）に定める個人情報のうち、本件業務の遂行に際して甲より取扱いを委託された個人データ及び個別契約その他の契約により合意した個人情報（以下あわせて「個人情報」と いう。）を第三者に漏洩してはならない。

２　乙は、個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。

３　乙は、個人情報を本契約及び保守業務遂行目的の範囲内でのみ使用し、本契約及び個別契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に甲から書面による承諾を受けるものとする。

４　乙は、本件業務が完了した場合、又は甲の指示のある場合には、甲より取扱いを委託された個人情報を直ちに返却し、破棄し又は消去する。

第１１条（再委託の禁止）

　乙は、甲による事前の書面による承諾なく、第三者に対し、本件業務を再委託することはできない。

２　乙は、甲による事前の書面による承諾を受けて第三者に対し、本件業務を再委託する場合、第三者に対し、本契約と同等の義務を負わせる契約を締結するものとする。

３　乙は、前項に基づき本件業務を第三者に再委託した場合であっても、第三者の再委託にかかる一切の行為に関して、乙が為したものと同様に甲に対し一切の責任を負う。

第１２条（損害賠償）

甲又は乙は、本契約に違反し、相手方に損害を与えた場合には、相手方に対しその損害を賠償しなければならない。

第１３条（契約の解除）

甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの通知、催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）相手方が本契約に定める条項に違反し、相手方に対し催告したにもかかわらず〇日以内に当該違反が是正されない場合

（２）相手方が支払停止若しくは支払不能の状態に陥った場合、又は手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

（３）相手方が公租公課の滞納処分を受けた場合

（４）監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けた場合

（５）相手方が第三者より差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てを受けた場合

（６）相手方が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受けた場合、又は相手方自ら申立てを行った場合

（７）相手方が解散、会社分割、事業譲渡又は合併の決議をしたとき

（８）資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められる場合

（９）その他、前各号に準じる自由が生じたとき

第１４条（譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約及び覚書上の地位を他に譲渡し、若しくは承継し、又は本契約に基づく権利義務を他に譲渡し、承継し、若しくは担保に供してはならない。

第１５条（合意管轄裁判所）

　本契約に関する紛争の一切について、○○地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第１６条（契約の協議）

　甲及び乙は、本契約に定めがない事項については、信義誠実の精神に基づき協議を行い解決するものとする。

（以下、余白）

本契約成立の証として、本書を２通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。

令和＿＿年＿＿月＿＿日

（甲）住所

会社名

代表者役職　氏名　印

（乙）住所

会社名

代表者役職　氏名　印